

ひかりTV for @T COM (アットティーコム) 申込規約

第1条 (目的)

- この「ひかりTV for @T COM (アットティーコム) 申込規約」(以下「本規約」といいます)は、お客様が株式会社 TOKAI コミュニケーションズ (以下「当社」といいます) を通して以下の表に掲載する各サービスを当社所定の手続に従い申し込まれるに当たり適用される条件を定めるものです。お客様は、本規約に同意された上で当該各サービスを申し込まれるものとし、お客様が当社を通してこれらの各サービスを申し込まれた場合は、お客様が本規約および後述するサービス利用規約に同意されたものとして取り扱います。また、以下の表以外の本サービスにおける企業が提供する各サービスについても同様の扱いとなります。

企業名称	サービス名称
1 株式会社 NTT ドコモ (以下「ドコモ」といいます)	ドコモの定める「ひかりTV利用規約 (提携 ISP のお客さま向け) (以下「ひかりTV利用規約」といいます) に基づきドコモが提供する「ひかりTVプラットフォームサービス」(以下「プラットフォームサービス」といいます)
2 ドコモ	ドコモの定める「ひかりTV利用規約」に基づきドコモが提供する「ひかりTVビデオサービス」(以下「ビデオサービス」といいます)
3 ドコモ	ドコモの定める「ひかりTVモバイル視聴アプリケーション使用許諾に関する利用規約」(以下「アプリサービス利用規約」といいます) に基づきドコモが提供する「ひかりTVアプリサービス」(以下「アプリサービス」といいます)
4 株式会社 アイキャスト (以下「アイキャスト」といいます)	アイキャストの定める「放送視聴契約約款」(以下「放送視聴契約約款」といいます) に基づきアイキャストが提供する「一般放送サービス」およびアイキャストが別途定めるその他のサービス (以下「放送サービス」といいます)

(ドコモ、アイキャストを併せて以下「提供企業・団体」といいます。また、ひかりTV利用規約、アプリサービス利用規約および放送視聴契約約款を併せて以下「サービス利用規約」といいます。さらに、プラットフォームサービス、ビデオサービス、アプリサービスおよび放送サービスを併せて以下「提供サービス」といいます。)

- 当社は、お客様が当社に対して行った提供サービスへのお申込みが当社所定の要件 (申込対象の提供サービスに係るサービス利用規約にお客様が同意していることを含みます。) を満たしていると判断した場合、かかるお申込みを提供企業・団体に取次ぎます。かかる取次ぎがなされたお申込みがサービス利用規約の定めに従い提供企業・団体により承諾された場合、その提供サービスの利用に関する契約 (以下「サービス利用契約」といいます) がお客様とその提供サービスの提供企業・団体との間に成立します。お客様に対するその提供サービスの提供はその提供企業・団体の責任において行われるものであり、当社が提供するものではありません。

第2条 (提供サービスの料金の請求および支払)

- サービス利用契約に基づき提供企業・団体がお客様に対して有する提供サービスの利用料金に係る債権についてはサービス利用規約の定めに従い当社が提供企業・団体から直接または間接に譲

渡（ドコモの有する債権の譲渡を受け、又はドコモ以外の第三者が有する債権をドコモを介して譲渡を受けることを指します）を受け、この利用料金のお客様に対する請求およびお客様からの受領を当社が行います。

2. 前項に定めるほか、ドコモの定める「ひかりTV対応受信装置レンタルサービスに関する利用規約」（以下「ドコモレンタル規約」といいます）に基づきお客様とドコモとの間にひかりTV対応受信装置レンタルサービス（以下「レンタルサービス」といいます）に関する契約が成立した場合、かかる契約に基づきドコモがお客様に対して有するレンタルサービスの月額利用料金に係る債権についてもレンタル規約の定めに従い当社がドコモから直接または間接に譲渡を受け、その月額利用料金のお客様に対する請求およびお客様からの受領を当社が行います。ただし、レンタル規約に基づき発生する以下の費用に係わる債権はこの譲渡の対象外とし、その費用の請求および支払はお客様とドコモの間で直接行われます。
 - (1) お客様の責任によりひかりTV対応受信装置の故障、毀損等が生じた場合にその修理または交換の費用としてお客様が負担する費用（ドコモレンタル規約の第11条第5項）
 - (2) お客様が返却期限経過後もなおひかりTV対応受信装置をドコモに返還しない場合にお客様が支払う違約金（レンタル規約第16条第3項）
 - (3) ひかりTV対応受信装置の滅失、紛失、盗難が発生した場合にお客様が支払う費用（レンタル規約第17条）

第3条 （サービス利用契約の解除）

1. お客様が提供サービスの利用料金を当社所定の期限までに支払われない場合、当社は、お客様に対して何らの催告または通知も行うことなく、また、お客様に対して何らの責任も負うことなく、その提供サービスの提供企業・団体に対してこの提供サービスに係わるサービス利用契約の解除の申し入れをすることができます。
2. 前項に定めに基づき解除がなされた場合であっても、お客様は、未払いの利用料金に係わる支払債務を免れるものではありません。

第4条 （当社を通して申し込むことができない提供サービス）

ひかりTV利用規約第10条（月額基本料金）に定める「基本プラン」に該当するプラットフォームサービスについては、当社によるお客様のお申込みの提供企業・団体への取り次ぎの対象外といたします

第5条 （契約者情報の提供等）

当社は、提供サービスご利用のお客様の情報（氏名・住所・生年月日・メールアドレス等。以下「お客様情報」といいます）を、提供サービス利用契約の締結のためにドコモに対し提供します。提供サービスに係るお客様情報の利用については、ドコモが別途定める「プライバシーポリシー（<https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/>）」やプラットフォームサービス利用規約によるものとします。

第6条 （申込条件）

1. 本サービスの利用を希望するもの（以下「契約希望者」といいます）は、以下の当社接続サービス契約1契約につき、1つの本契約を申し込むことができます。
 - ・@T COM（アットティーコム）ヒカリ

2. 契約希望者は、本サービスに係る当社接続サービス契約者と同一の者に限ります。
3. 契約希望者は、別途当社が指定する支払方法の登録を要します。

第7条 (本規約の変更)

1. 当社は、本規約の変更の必要性、変更後の内容の相当性その他一切の事情に鑑み合理的に必要と認める場合、いつでもお客様の同意を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。
2. 前項に基づき当社が本規約を変更するときは、あらかじめ当社所定の方法にて、本規約を変更する旨、変更内容および変更の効力発生時期を掲載し、周知するものとします。但し、上記に拘わらず、当該変更がお客様一般の利益に適合するときは、並びにあらかじめ周知することができないやむを得ない事情がある場合には、変更の効力発生後速やかに周知するものとします。

附則

(実施期日)

本規約は、2022年7月1日から実施します。